（十三）　東日本大震災復興特別区域法第七十八条第二項の規定による交付金（同法第七十七条第二項第三号に規定する事業の実施に係るもの（公営企業に係る事業及び地方公共団体が実施する公的賃貸住宅の建設、買取り、改善等に係る事業に係るものを除く。）に限る。）
（十四）　特定非営利活動法人等被災者支援交付金
（十五）　東日本大震災復興推進調整費
（十六）　福島再生加速化交付金（公営企業に係る事業及び地方公共団体が実施する公的賃貸住宅の建設、買取り、改善等に係る事業に係るものを除く。）
（十七）　被災者支援総合交付金
（十八）　情報通信技術利活用事業費補助金
（十九）　情報通信基盤災害復旧事業費補助金
（二十）　公立諸学校建物其他災害復旧費補助金
（二十一）　国宝重要文化財等保存整備費補助金
（二十二）　被災地通学用バス等購入費補助金
（二十三）　福島原子力災害避難区域教育復興施設整備費補助金
（二十四）　福島原子力災害避難区域教育復興設備整備費補助金
（二十五）　文化芸術振興費補助金
（二十六）　社会福祉施設等災害復旧費補助金
（二十七）　水道施設災害復旧事業費補助（公営企業に係る水道事業に係るものを除く。）
（二十八）　保健衛生施設等災害復旧費補助金
（二十九）　海岸保全施設等災害復旧事業費補助
（三十）　共同利用漁船等復旧支援対策費補助金
（三十一）　漁港施設災害関連事業費補助（公営企業に係る下水道事業に係るものを除く。）
（三十二）　漁港施設災害復旧事業費補助
（三十三）　漁場等復旧支援対策費補助金
（三十四）　水産業共同利用施設復旧支援整備費補助金（公営企業に係る市場事業に係るものを除く。）
（三十五）　水産業共同利用施設復旧整備費補助金（公営企業に係る市場事業に係るものを除く。）
（三十六）　水産試験研究拠点整備費補助金
（三十七）　治山施設災害復旧事業費補助
（三十八）　農業・食品産業強化対策推進交付金（放射性物質の影響緩和対策に係るものに限る。）
（三十九）　農業・食品産業強化対策整備交付金（放射性物質の影響緩和対策に係るものに限る。）
（四十）　農業用施設災害復旧事業費補助
（四十一）　農業用施設等災害関連事業費補助（公営企業に係る下水道事業に係るものを除く。）

（十三）　東日本大震災復興特別区域法第七十八条第二項の規定による交付金（同法第七十七条第二項第三号に規定する事業の実施に係るもの（公営企業に係る事業及び地方公共団体が実施する公的賃貸住宅の建設、買取り、改善等に係る事業に係るものを除く。）に限る。）
（十四）　特定非営利活動法人等被災者支援交付金
（十五）　東日本大震災復興推進調整費
（十六）　福島再生加速化交付金（公営企業に係る事業及び地方公共団体が実施する公的賃貸住宅の建設、買取り、改善等に係る事業に係るものを除く。）
（十七）　被災者支援総合交付金
（十八）　情報通信技術利活用事業費補助金
（十九）　情報通信基盤災害復旧事業費補助金
（二十）　公立諸学校建物其他災害復旧費補助金
（二十一）　国宝重要文化財等保存整備費補助金
（二十二）　被災地通学用バス等購入費補助金
（二十三）　福島原子力災害避難区域教育復興施設整備費補助金
（二十四）　福島原子力災害避難区域教育復興設備整備費補助金
（二十五）　文化芸術振興費補助金
（二十六）　社会福祉施設等災害復旧費補助金
（二十七）　水道施設災害復旧事業費補助（公営企業に係る水道事業に係るものを除く。）
（二十八）　保健衛生施設等災害復旧費補助金
（二十九）　海岸保全施設等災害復旧事業費補助
（三十）　共同利用漁船等復旧支援対策費補助金
（三十一）　漁港施設災害関連事業費補助（公営企業に係る下水道事業に係るものを除く。）
（三十二）　漁港施設災害復旧事業費補助
（三十三）　漁場等復旧支援対策費補助金
（三十四）　水産業共同利用施設復旧支援整備費補助金（公営企業に係る市場事業に係るものを除く。）
（三十五）　水産業共同利用施設復旧整備費補助金（公営企業に係る市場事業に係るものを除く。）
（三十六）　水産試験研究拠点整備費補助金
（三十七）　治山施設災害復旧事業費補助
（三十八）　農業・食品産業強化対策推進交付金（放射性物質の影響緩和対策に係るものに限る。）
（三十九）　農業・食品産業強化対策整備交付金（放射性物質の影響緩和対策に係るものに限る。）
（四十）　農業用施設災害復旧事業費補助
（四十一）　農業用施設等災害関連事業費補助（公営企業に係る下水道事業に係るものを除く。）